

白岡市文化財保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 審議機関及び調査指導機関（第5条—第10条）</p> <p>第3章 <u>市の指定及び登録の文化財（第11条—第22条）</u></p> <p>第4章 埋蔵文化財（第23条）</p> <p>第5章 雑則（第24条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第6条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市内に所在する文化財の保存及び活用に関し、次に掲げる事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>文化財の登録及び抹消に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>市指定文化財及び市登録文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市指定文化財及び市登録文化財の修理若しくは復旧又は滅失若しくは毀損の防止の措置に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>第3章 <u>市の指定及び登録の文化財</u></p> <p><u>（登録）</u></p> <p>第12条 <u>教育委員会は、市内にある文化財のうち保存及び活用のための措置が必要と認められるものを市登録有形文化財、市登録無形文化財、市登録民俗文化財（有形のものを市登録有形民俗文化財に、無形のものを市登録無形民俗文化財に区別する。）又は市登録記念物（以下これらを「市登</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 審議機関及び調査指導機関（第5条—第10条）</p> <p>第3章 <u>市指定の文化財（第11条—第19条）</u></p> <p>第4章 埋蔵文化財（第20条）</p> <p>第5章 雑則（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第6条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市内に所在する文化財の保存及び活用に関し、次に掲げる事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市指定文化財の修理若しくは復旧又は滅失若しくははき損の防止の措置に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第3章 <u>市指定の文化財</u></p>

録文化財」という。)に登録することができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、前条第2項から第5項までの規定中「指定」とあるのは「登録」と、同条第3項中「市指定無形文化財」とあるのは「市登録無形文化財」と、「指定に」とあるのは「登録に」と、同条第5項中「による指定」とあるのは「による登録」と、「市指定文化財」とあるのは「市登録文化財」と、「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(指定の解除)

第13条 教育委員会は、第11条第1項の規定により指定された市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき、又は市指定文化財としての価値を失ったときは、その指定を解除することができる。

2 略

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除については、第11条第4項の規定を準用する。

4～6 略

(登録の抹消)

第14条 教育委員会は、第12条第1項の規定により登録された市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったときその他特別な事由があるときは、その登録を抹消することができる。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、前条第2項中「市指定無形文化財」とあるのは「市登録無形文化財」と、同条第3項及び第5項中「指定の解除」とあるのは「登録の抹消」と、同条第4項から第6項までの規定中「市指定文化財」とあるのは「市登録文化財」と、同条第4項中「指定を」とあるのは「登録を」と、「指定は」とあるのは「登録は」と、同条第6項中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(管理義務及び管理責任者)

(解除)

第12条 教育委員会は、前条第1項の規定により指定された市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき、又は市指定文化財としての価値を失ったときは、その指定を解除することができる。

2 略

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除については、前条第4項の規定を準用する。

4～6 略

(管理義務及び管理責任者)

第15条 市指定文化財又は市登録文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財又は市登録文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財（市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財を除く。）又は市登録文化財（市登録無形文化財及び市登録無形民俗文化財を除く。）の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり他の適当な者（以下「管理責任者」という。）にこれを管理させることができる。

3 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財について所有者が判明しない場合若しくは所有者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合は、当該所有者の同意を得て、適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となってこれを管理することができる。

4 略

（届出事項）

第16条 市指定文化財又は市登録文化財の所有者、管理責任者及び管理団体（以下これらを「管理者等」という。）又は保持団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 保持者が死亡し、又はその保持する市指定無形文化財又は市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。

(6) 市指定文化財又は市登録文化財が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(7) 市指定文化財又は市登録文化財の所在場所を変更しようとするとき。

（管理、修理、復旧等の補助）

第17条 略

（現状変更の制限）

第18条 市指定文化財の管理者等が当該市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更行為」という。）をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければ

第13条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財（市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財を除く。）の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり他の適当な者（以下「管理責任者」という。）にこれを管理させることができる。

3 教育委員会は、市指定文化財について所有者が判明しない場合若しくは所有者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合は、当該所有者の同意を得て、適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となってこれを管理することができる。

4 略

（届出事項）

第14条 市指定文化財の所有者、管理責任者及び管理団体（以下これらを「管理者等」という。）又は保持団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 保持者が死亡し、又はその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。

(6) 市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(7) 市指定文化財の所在場所を変更しようとするとき。

（管理、修理、復旧等の補助）

第15条 略

（現状変更の制限）

第16条 市指定文化財の管理者等が当該市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更に

ばならない。ただし、現状の変更について維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状変更行為に関し、必要な指示をすることができる。

(現状変更行為の届出)

第19条 市登録文化財の管理者等が当該市登録文化財の現状変更行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、市登録文化財について必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状変更行為に関し、必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第20条 略

(公開)

第21条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財の所有者又は管理者等に対して教育委員会が行う公開の用に供するため市指定文化財又は市登録文化財の出品を勧告することができる。

- 2 市指定文化財又は市登録文化財の所有者又は管理者等は、第三者が行う公開の用に供するため、その文化財を出品するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により、市指定文化財又は市登録文化財が公開されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべきものを定めなければならない。
- 4 第1項の規定により市指定文化財又は市登録文化財を公開したことに起因して、当該市指定文化財又は市登録文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、その市指定文化財又は市登録文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、市指定文化財又は市登録文化財が所有者若しくは管理者等の責めに帰すべき事由又は天災等によって滅失し、又は毀損した場合は、この

ついて維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第17条 略

(公開)

第18条 教育委員会は、市指定文化財の所有者又は管理者等に対して教育委員会が行う公開の用に供するため市指定文化財の出品を勧告することができる。

- 2 市指定文化財の所有者又は管理者等は、第三者が行う公開の用に供するため、その文化財を出品するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により、市指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべきものを定めなければならない。
- 4 第1項の規定により市指定文化財を公開したことに起因して、当該市指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その市指定文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、市指定文化財が所有者若しくは管理者等の責めに帰すべき事由又は天災等によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

限りでない。

(報告)

第22条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財又は市登録文化財の所有者又は管理者等に対し、その文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(埋蔵文化財の保護)

第23条 略

(委任)

第24条 略

(報告)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者又は管理者等に対し、その文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(埋蔵文化財の保護)

第20条 略

(委任)

第21条 略